

令和7年玄海町議会定例会9月会議会議録

招 集 年 月 日	令和7年1月6日（月曜日）						
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	再開・開議	令和7年9月1日午前10時00分	議 長	井 上 正 旦 君			
	散 会	令和7年9月1日午前10時53分	議 長	井 上 正 旦 君			
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	
	1	谷 丸 直 司 君	○	2	松 本 栄 一 君	○	
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○	
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○	
	7	池 田 道 夫 君	○	8	上 田 利 治 君	○	
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	井 上 正 旦 君	○	
	会議録署名議員		3 番	前 川 和 民 君	2 番	松 本 栄 一 君	
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君		教 育 長	岩 崎 一 男 君	
		総 務 課 長	渡 辺 晴 彦 君		防 災 安 全 課 長	日 高 大 助 君	
		企 画 商 工 課 長	熊 本 秀 樹 君		住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	中 山 昌 直 君	
福 祉 ・ 介 護 課 長		中 山 ふ み 君		こ ども ・ ほ け ん 課 長	黒 田 佐 織 君		
農 林 水 産 課 長		鶴 田 豊 明 君		ま ち づ くり 課 長	鈴 木 博 之 君		
生 活 環 境 課 長		山 口 三 成 君		教 育 課 長	加 納 晴 美 君		
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議会事務局長		中 村 大 造	議会事務局書記		渡 辺 健 太	

令和7年玄海町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

令和7年9月1日 午前10時再開（開議）

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会議期間の決定について
- 日程3 議長の諸報告
- 日程4 町長の行政報告
- 日程5 議案第41号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第42号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 玄海町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第44号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 玄海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 玄海町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 玄海町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 令和7年度玄海町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第50号 令和7年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 令和7年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 令和7年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 令和7年度玄海町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程6 議案第54号 令和6年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 令和6年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 令和6年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

て

議案第57号 令和6年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第58号 令和6年度玄海町水道事業会計決算の認定について

議案第59号 令和6年度玄海町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

午前10時 再開（開議）

○議長（井上正旦君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年玄海町議会定例会9月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（中村大造君）

報告いたします。

本定例会9月会議に、別紙のとおり議案第41号から議案第59号までの条例の一部改正7件、補正予算5件、決算の認定6件、その他1件、以上議案19件が町長から提出されております。

次に、本定例会9月会議における一般質問通告者はありません。

以上でございます。

○議長（井上正旦君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（井上正旦君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、3番前川和民君、2番松本栄一君を指名いたします。

日程 2 会議期間の決定について

○議長（井上正旦君）

日程 2. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会 9 月会議の会議期間は、本日 9 月 1 日から 10 日までの 10 日間とし、本会議を 1 日、10 日の 2 日間、委員会を 4 日から 5 日、8 日から 9 日までの 4 日間、休会を 2 日から 3 日、6 日から 7 日までの 4 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会 9 月会議の会議期間は、本日 9 月 1 日から 10 日までの 10 日間とすることに決定いたしました。

日程 3 議長の諸報告

○議長（井上正旦君）

日程 3. 議長の諸報告を行います。

地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による監査委員からの例月現金出納検査の報告と、本年 6 月から 8 月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

まず、7 月 15 日に全国原子力発電所立地市町村議会議長会役員会及び令和 7 年度定期総会が東京都で開催され、出席いたしました。総会では、来賓として経済産業大臣、文部科学大臣、自由民主党、公明党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、各政党の代表、全国原子力発電所所在市町村協議会会長の皆様から祝辞を賜りました。総会の付議案件として、令和 6 年度事業報告及び収入支出決算並びに令和 7 年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）が提案され、すべて原案どおり決定されました。なお、総会終了後には、経済産業省資源エネルギー庁 佐々木エネルギー・地域政策統括調整官から「第 7 次エネルギー基本計画について」と題した講演があり、各議会から質問、要望等、活発な意見交換が行われました。

次に、7 月 29 日に令和 7 年度知事・市町議会議長懇話会が佐賀市で開催され、出席いたしました。懇話会は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて、当面する行政課題や施策について知事と市町議会議長が意見交換を行う場として開催され、市町の議長より行政

の課題と今後の施策について要望がなされ、山口知事及び県幹部との意見交換が行われたところでございます。

次に、7月30日、佐賀県原子力環境安全連絡協議会が玄海町町民会館で開催され、岩下原子力対策特別委員長及び脇山町長とともに出席いたしました。詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、8月20日、佐賀県町村会及び佐賀県町村議会議長会主催の町村特別研修会・町村議会議員研修会が開催され、全議員及び脇山町長とともに出席いたしました。詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、8月22日、玄海町社会体育館において、株式会社ハイレゾ玄海町データセンター開所式が開催され、全議員及び脇山町長とともに出席いたしました。詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、8月28日、全国原子力発電所立地市町村議会議長会、第15回原子力発電所立地議会サミット実行委員会（第1回）が東京都で開催され、出席いたしました。委員会の協議事項として、実行委員会の体制について、開催地について、開催時期について等、令和8年度開催に向けた実行体制について協議がされました。なお、開催時期は令和8年10月29日から10月30日の2日間、開催地は東京都に決定いたしました。今後も詳細な開催内容の協議を行っていくこととしております。

以上をもちまして議長の諸報告を終わります。

日程4 町長の行政報告

○議長（井上正旦君）

日程4. 町長の行政報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

おはようございます。本日は議案を提出しましたところ、令和7年玄海町議会定例会9月会議を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、令和7年6月会議以降、今日までの主なものについて行政報告を申し上げます。

まず、6月25日、佐賀市において町長例会が開催され、出席いたしました。例会では、まず令和7年度町長行政視察や佐賀県GM21ミーティングについて説明がなされ、次に各種審議会委員の推薦報告があり、このほか佐賀縣市町職員採用統一試験や今後の行事等について

説明がなされました。

次に、7月2日、7月3日の2日間にわたり、東京都において唐津玄海地区ブランド確立協議会主催の農畜産物トップセールスが開催され、出席いたしました。今回は、大田市場において、来場者に向けて安心・安全で高品質な地場産品であるハウスみかんの販売とともに、PR活動を行いました。品評会では、唐津・玄海地区産のハウスみかんが、1箱5キログラム入り48個で180万円という高価格で競り落とされました。昨年の落札価格と比較すると、30万円アップしたことで、市場関係者に地元産ハウスみかんを印象づけることができました。今後も、農家の所得向上のための支援を続けてまいります。

次に、7月9日、佐賀市において第35回佐賀県GM21ミーティングが開催され、出席いたしました。今回は、「県立大学を活かしたまちづくり」をテーマに、令和11年4月開校予定の佐賀県立大学について、県立大学で養成を目指す人材の育成や問題解決型学習の学び方、教育の質を高めるための県内小・中高、地域や企業など、学外との連携についての意見交換を行いました。

次に、7月30日、佐賀県原子力環境安全連絡協議会が、玄海町社会体育館において開催され、井上議長、岩下原子力対策特別委員長とともに出席いたしました。今回が第100回の節目となりましたので、これまでの協議会の歩み、東日本大震災における東京電力の取組についての動画上映や原子力損害賠償・廃炉等支援機構廃炉統括監 更田豊志氏による記念講演が行われました。また、本年7月に発生した玄海原子力発電所構内における小型無人飛行機と思われる3つの光についてや玄海3号機の定期点検中に発生した3件の事象についての説明がなされました。

翌7月31日、唐津市においてジャパングームズジュニア&ユース2025 S A G A開会式が行われ、出席いたしました。今回は、初めて佐賀県で開催され、「佐賀からつなぐさいこうのキズナ」をスローガンに、全国35の都道府県から約180人のスポーツ少年団の団員や指導者が集まりました。大会の施設に、玄海町社会体育館やしおかぜドームも御利用いただき、4日間にわたり県内外の参加者の皆様にスポーツ活動、交歓交流活動や文化学習活動など様々な経験を通じて交流を深められ、スポーツ団員活動の一層の促進につながっていければと思います。

次に、8月1日、唐津市において唐津中央青果市場移転整備落成式が開催され、出席いたしました。落成神事では玉串奉奠を行い、式典においては、市場移転整備事業の概要報告、

唐津中央青果市場が目指す市場創りの説明がありました。移転に伴い、従来よりも青果物の鮮度を保つために施設整備や衛生環境が整い、生産者との連携を図りながら、これまで以上に新鮮で安全な青果物をより迅速に、安定的に届けられることを期待しております。

次に、8月5日、佐賀市において町長例会が開催され、出席いたしました。例会では、日赤佐賀県支部の活動への支援のお願いや佐賀県消防協会への県、市町補助金の見直し、宅地造成及び特定盛土等規制法についての説明がなされた後、令和6年度町村会関係会計決算について報告がありました。

翌8月6日、佐賀市において令和7年度国保トップセミナーが開催され、出席いたしました。本セミナーでは、兵庫県立大学の特任教授である香取照幸氏より「新たな地域医療構想の策定に向けて」の特別講演がありました。講演では、人口が減少していく2035年頃には、85歳以上高齢者が1,000万人を超え、その半数は要介護、4割は認知症となるなど、独居や高齢夫婦が大半となることを見据え、新たな地域医療構想として、在宅医療と地域医療を強化していく必要性についての話があり、改めて今後の本町の地域医療について課題として考えさせられる機会となり、これまで以上に高齢者や子供たちが安心して医療を受けられる町になるように努力してまいります。

ちょっと話が抜けておりましたが、この国保トップセミナーには、玄海町の産業厚生委員長の小山委員長も参加されております。

次に、8月8日、東京都において全国原子力発電所所在市町村協議会の要請活動が実施され、参加しました。要請活動については、経済産業省、環境省、国土交通省及び自民党本部を訪れ、経済産業大臣 武藤容治氏、環境大臣兼内閣府特命担当大臣 浅尾慶一郎氏、国土交通大臣政務官 高見康裕氏、自民党総務会長代理 梶山弘志氏と面会し、要請書の提出と意見交換を行いました。要請の内容として、被災地の復興、高レベル放射性廃棄物最終処分に関する国民的議論の環境整備、立地地域の特性に応じた新産業の創出や企業誘致、産業構造の多様化に向けた支援に関し、要請を行ってまいりました。私からは、データセンター等の整備に伴う電力不足への対策や複合災害時にも機能する強靱な避難道路等のインフラ整備について、強く要望を行ってまいりました。また、玄海原子力発電所構内に小型無人飛行機が出現したことについては、本町のみならず全国の立地自治体にも関わることであるため、国への対応を要望してまいりました。

次に、8月20日、佐賀市において佐賀県町村会及び佐賀県町村議会議長会主催の町村特別

研修会・町村議会議員研修会が開催され、井上議長をはじめ、議員の皆様とともに出席いたしました。本研修会では、東京大学先端科学技術研究センター准教授 小泉悠氏より「ロシア・ウクライナ戦争と日本の安全保障」の講演が行われました。講演では、ウクライナ戦争の現状や戦争に至った歴史的な経緯、両国の関係性について話されました。私からは、ウクライナの原発の現状について質問させていただいたところ、ウクライナでは国際原子力機関 IAEA が滞在してからロシアが攻撃してなくなった背景から、世界の目が必要であり、また原発を守るため防空システムも考えられるという回答いただきました。日本の安全保障について改めて考えさせられる機会となり、大変有意義なものになったところでございます。

翌8月21日、佐賀市において令和7年度防災トップフォーラムが開催され、出席いたしました。災害時にどのように指揮を執るべきかを考える専門研修として開催され、「災害対応における首長の役割」や「初動対応や迅速な避難体制の構築」などの講義の後、ワークショップや模擬記者会見を行い、平時の備えや災害時に住民への周知を徹底する必要性を再認識したところでございます。

翌8月22日、玄海町社会体育館において、株式会社ハイレゾ玄海町データセンター開所式が開催され、井上議長をはじめ、議員の皆様とともに出席いたしました。当初の予定から遅れたものの、無事にデータセンターの運転が開始され、新たな雇用の場が生まれたことを大変喜ばしく感じております。また、株式会社ハイレゾには、地域の産業と連携をして、本町の経済活性化につながればと期待をしているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

日程5 議案第41号 損害賠償の額を定めることについて

議案第42号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 玄海町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 玄海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 玄海町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 玄海町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 令和7年度玄海町一般会計補正予算（第4号）

議案第50号 令和7年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 令和7年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 令和7年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 令和7年度玄海町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（井上正旦君）

日程5. 議案第41号 損害賠償の額を定めることについてから議案第53号 令和7年度玄海町下水道事業会計補正予算（第3号）までの以上13件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、提案しております議案について提案理由を御説明いたします。

条例の改正が7件、令和7年度会計の補正予算が5件、その他議案が1件、合わせて13件でございます。議案番号順に申し上げます。

まず、議案第41号 損害賠償の額を定めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

町営住宅に係る敷金返還の支払遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

相手方は東松浦郡玄海町在住者でございます。

概要といたしましては、町営住宅の退去者に令和4年度に返還すべきだった入居時の敷金

について支払いが遅延し、当該敷金 3 万8,700円に対する損害賠償の額（遅延利息）を支払うものでございます。

支払いが遅延した理由としましては、内部改修工事中の退去であったことにより返還の時期を誤認し、かつ引継ぎが十分でなく、退去者本人への返還請求の案内をしていなかったものでございます。

この件による損害賠償額は、支払遅延の日数に民法第404条による法定利率を乗じて得られた3,600円でございます。

このような事態を発生させ、関係者の皆様へおわび申し上げますとともに、町民の皆様の信頼を損なうことになりましたことを深く反省し、再発防止に努めてまいります。申し訳ございませんでした。

次に、議案第42号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、地方公共団体情報システムの統一、標準化については、令和7年度末までに標準化基準に適合する基幹業務システムへ移行することとなっているため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第43号 玄海町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、仕事と生活の両立支援の拡充に向け、段階的に施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第44号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を申請する際に徴収する手数料に関し、必要事項を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第45号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

玄海町電源立地地域対策交付金基金を受けて、新たに実施する事業に玄海町防災センター

整備事業を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第46号 玄海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、玄海町災害弔慰金の支給等に関する条例において改正内容を引用する条項にずれが生じているため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第47号 玄海町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者及び単身高齢者の居住安定確保のため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第48号 玄海町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

関係法令の改正に伴う所要の改正を行うとともに、入居希望者の高齢化等の実情に即して、連帯保証人の確保が困難な者の入居の手続において、連帯保証人の署名しない請書を提出することができることにするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、補正予算でございますが、議案第49号 令和7年度玄海町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億1,105万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を131億2,056万9,000円とするものでございます。

まず、歳入補正予算の主なものとしましては、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、電源立地地域対策交付金10億円の増額は、特定放射性廃棄物の最終処分場施設の文献調査を開始したことにより交付されるものでございます。関係機関と協議し、本年度の配分が決定したことから計上するものでございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金2,911万4,000円の増額の主なものは、定期預金の利率が引き上げられたことによるものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億5,797万3,000円の減額は、今回の補正の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4億9,627万5,000円の増額は、令和6年度決算において発生した決算剰余金を繰越金として令和7年度にて受け入れるものでございます。

続きまして、歳出補正予算の主なものを御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目基金管理費の財政調整基金積立金 2 億 9,813 万 8,000 円の増額は、地方財政法第 7 条に基づき、歳入で計上しました令和 6 年度の決算剰余金のうち、2 分の 1 を下らない額を基金に積み立てるものでございます。

同じく、8 目原子力行政費の電源立地地域対策交付金基金積立金 10 億円の増額は、新たに防災センター整備事業基金を創設し、電源立地地域対策交付金の下期申請に伴い、基金を積み立てるものでございます。

次に、6 款農林水産業費、3 項水産業費、3 目漁港管理費外津地区荷さばき場改修事業 2,787 万 4,000 円の増額は、当初予算では設計業務に係る予算のみを計上しておりましたが、雨漏りや糞害の影響が大きく、施設利用に影響を及ぼしており、早急に対応する必要があることから、改修工事費を計上するものでございます。

最後になりましたが、債務負担行為の追加が 1 件ございます。

障害のある方への相談支援業務を行うため、令和 6 年 4 月 1 日に開所した障害者総合相談支援センターについて、同一事業者による複数年の運営業務を行うことで障害のある方との信頼関係の構築につなげるため、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第 50 号 令和 7 年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,714 万 5,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 8 億 8,714 万 5,000 円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものとしましては、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税 561 万 5,000 円の減額の主なものは、前年度所得に基づく算定基礎額及び被保険者数の減少によるものでございます。

次に、8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1,950 万 5,000 円の増額は、令和 6 年度決算において発生した決算剰余金を繰越金として令和 7 年度に受け入れるもので、このうち、県支出金の前年度の超過額は、返還金に充当するものでございます。

続きまして、歳出補正予算の主なものを御説明いたします。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、6 目県費補助金返還金 1,670 万 9,000 円の増額は、歳入でも御説明しましたとおり、令和 6 年度の所要額を精査し、県支出金の不用額を返還するものでございます。

次に、議案第51号 令和7年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,613万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を7億8,663万9,000円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものとしましては、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2,926万7,000円の増額は、令和6年度決算において発生した決算剰余金を繰越金として令和7年度に受け入れるもので、このうち、国県支出金等の前年度の超過額は返還金に充当するものでございます。

歳出補正予算の主なものといたしましては、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金1,821万5,000円の増額は、歳入でも御説明いたしましたとおり、令和6年度の所要額を精査し、国県支出金等の不用額を返還するものでございます。

次に、議案第52号 令和7年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億63万1,000円とするものでございます。

歳入補正予算としましては、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金163万1,000円の増額は、令和6年度決算において発生した決算剰余金を繰越金として令和7年度に受け入れるものでございまして、これに伴い、歳出2款の広域連合への納付金に全額充当するものでございます。

最後に、議案第53号 令和7年度玄海町下水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、収益的収支では、収入支出にそれぞれ758万7,000円を追加し、補正後の収益的収入総額を13億9,460万8,000円とし、収益的支出の総額を13億4,497万7,000円とするものでございます。

収入の内訳としましては、人事異動に伴う人件費の組替えに対し、主に一般会計から繰入れを行うもので、同様に支出にも計上するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上正旦君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号 損害賠償の額を定めることについてから議案第53号 令和7年度玄海町下水道事業会計補正予算（第3号）までの以上13件については予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

- 日程6 議案第54号 令和6年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第55号 令和6年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第56号 令和6年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第57号 令和6年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第58号 令和6年度玄海町水道事業会計決算の認定について
議案第59号 令和6年度玄海町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（井上正旦君）

日程6. 議案第54号 令和6年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第59号 令和6年度玄海町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第54号から議案第59号までの令和6年度の各会計の決算につきまして提案理由を御説明いたします。

令和6年度の玄海町一般会計及び各特別会計の決算について議会の認定をいただきたく、監査委員の意見書をつけて御提案をいたしております。

まず、議案第54号 令和6年度玄海町一般会計の決算でございますが、歳入決算額は116億2,959万8,677円で、予算現額に対して5,556万8,323円の減、調定額117億2,547万6,616円に対する収入率は99.2%でございます。歳出決算額は106億3,237万9,483円で、予算現額116億8,516万7,000円に対する執行率は91.0%、翌年度繰越額が4億7,229万7,000円、不用額が5億8,049万517円になります。この結果、歳入歳出差引残額は9億9,721万9,194円

になりまして、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支額は5億9,627万4,194円でございます。

次に、議案第55号 令和6年度玄海町国民健康保険特別会計の決算でございますが、歳入決算額は9億3,834万9,900円で、予算現額に対して1,038万8,900円の増、調定額に対する収入率は98.9%でございます。歳出決算額は9億1,884万4,531円で、予算現額に対する執行率は99.0%、不用額が911万6,469円になります。この結果、歳入歳出差引残額は1,950万5,369円でございます。

次に、議案第56号 令和6年度玄海町介護保険特別会計の決算でございますが、歳入決算額は7億5,514万4,868円で、予算現額に対して643万3,868円の増、調定額に対する収入率は99.9%でございます。歳出決算額は7億2,549万7,771円で、予算現額に対する執行率は96.9%、不用額が2,321万3,229円になります。この結果、歳入歳出差引残額は2,964万7,097円でございます。

次に、議案第57号 令和6年度玄海町後期高齢者医療特別会計の決算でございますが、歳入決算額は9,446万4,890円で、予算現額に対して59万8,890円の増、調定額に対する収入率は99.9%でございます。歳出決算額は9,283万3,990円で、予算現額に対する執行率は98.9%となり、不用額が103万2,010円になります。この結果、歳入歳出差引残額は163万900円でございます。

次に、議案第58号 令和6年度玄海町水道事業会計決算でございますが、まず収益的収入及び支出につきましては、収入決算額が4億4,896万3,375円、支出決算額が4億917万269円となっております。

損益計算書につきましては、収益合計が4億553万7,540円、費用合計が3億5,819万8,372円で、これに特別利益及び特別損失を合わせると4,329万6,106円の純利益となり、当年度未処分利益剰余金も同額となりました。

また、資本的収入及び支出でございますが、収入決算額は1億5,830万8,700円、支出決算額が2億473万102円で、収支差引後の不足分は、過年度分損益勘定留保資金などをもって補填いたしております。

決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第59号 令和6年度玄海町下水道事業会計剰余金の処分及び決算でございます

すが、まず収益的収入及び支出につきましては、収入決算額が11億7,782万4,101円、支出決算額が11億2,479万6,209円となっております。

損益計算書につきましては、収益合計が11億7,128万3,602円、費用合計が11億1,325万7,423円で、これに特別損失を合わせると6,212万5,567円の純利益となり、当年度未処分利益剰余金も同額となりました。

また、資本的収入及び支出でございますが、収入決算額は1億2,551万400円、支出決算額が1億7,889万6,869円で、収支差引後の不足分は、過年度分損益勘定留保資金などをもって補填いたしております。

未処分利益剰余金は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、資本金に積み立て、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、決算の認定を受けることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、令和6年度の各会計の決算につきまして概要を申し上げます。

それから、令和6年度玄海町健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、監査委員の意見書をつけて報告いたしております。

また、意見書の中には監査委員から様々な御指摘をいただいていることにつきましては、今後、予算の適正な編成と執行管理に努めていきたいと考えております。

以上、提案の理由を申し上げますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上正旦君）

本件につきましては、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されておりますので、議会選出の監査委員として選任されております岩下孝嗣議員に決算審査の報告をいただきたいと思っております。9番岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

決算審査の報告をいたします。

令和6年度玄海町一般会計及び各特別会計決算並びに水道事業会計決算、下水道事業会計決算の審査につきましては、去る7月1日から8月7日までの期間実施いたしましたところ、審査に付された一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書、社会保障施策に要する経費につきましては、それぞれ関係帳簿及び証拠書類

と照合した結果、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはなく正確であることを認めます。

しかしながら、一部の補助事業において、補助金交付申請等に疑念を抱いたまま決算審査に付されたのは、誠に遺憾であり、看過することはできません。よって、係る事業に対する補助金の支出を認めることはできません。

令和6年度の一般会計予算は、歳入においては昨年と同様に町税、国県支出金、寄附金を主な財源としてなされておりますが、寄附金につきましては、前年度と比較して減少しており、これはふるさと応援寄附金が減少したことによるものであり、今後も一般社団法人玄海町みんなの地域商社と連携し、本町の特産品等のPR、新たな商品開発と特色のある発想で歳入財源の確保に努められ、魅力あるまちづくりの施策に期待しております。

なお、地方自治体の財源の基となる町税の滞納は、町財政運営の根幹を揺るがすものであり、重大な問題でありますので、今後とも収入を確保し、負担の公平性を維持するために収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

令和6年度、新たに行った事業は、地域公共交通事業、諸浦浜の田水路補修事業、企業誘致対策事業（事業所立地奨励金）及び町民会館維持管理経費（町民会館裏水路埋立工事）等となっております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約750万円の増加となっております、歳出では前年度と比較して約3,630万円の増額となっております。これは主に収入未済額が減少したことによるものであります。歳入の国民健康保険税についても、町税と同様滞納がありますが、この国民健康保険税は本会計財源の根幹でありますので、今後も町税と同様に収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約2,590万円減少しております。歳出でも前年度と比較して約3,450万円減少しており、これは主に介護給付費準備基金経費の減少によるものであります。第1号被保険者保険料につきましても、滞納が発生しておりますので、町税と同様に収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約740万円増加しており、歳出では前年度と比較して約730万円増加しております。

次に、水道事業会計につきましては、これまで多額の資本が投入され、施設の普及率と有

収率の向上を目標に逐次整備改善されておりますが、公営企業運営という基本理念の下に、さらに経費の節減、合理化に努めるとともに、町民の生活用水を確保し環境整備の向上を図るため、本事業が健全でかつ効率的に運営されるよう望むものであります。

最後に、下水道事業会計についてですが、水道事業同様にこれまでに多額の資本が投入されております。令和6年度末の普及状況は、特定環境保全公共下水道事業区域の接続率が92.9%及び農業集落排水事業区域の接続率が92.3%となっております。近年の事業経費は施設の維持管理費が主となっておりますので、今後も整備計画に沿って管理され、公営企業運営という基本理念の下に、さらに経費の節減、合理化に努められるとともに、町民の生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与するため、本事業が健全でかつ効率的に運営されるよう望むものであります。

なお、令和7年1月に北部浄化センターで発生した事故については、処理場内が停電し汚水ポンプの停止により汚水処理機能が喪失し、地下2階から地上部までの汚水処理槽が冠水したことによるものであります。この件につきましては、日頃から危機管理意識を持って日常点検及び維持管理に取り組むべきであり、今後の維持管理の在り方を改善する必要があります。

以上、簡単に会計別に申し上げましたが、令和6年度は会計事務もおおむね適正に処理されておりましたが、冒頭で指摘いたしましたとおり、一部の補助事業について補助金交付申請等に疑念を抱いたまま決算審査に付されたことにつきましては、対象事業に対する補助金の支出は認めることはできません。このほか、財務規則にのっとり適正な会計事務を行う必要がある点が見受けられました。今後も、職員研修等を実施し、職員の事務処理能力向上に努め、適正な会計事務と効率的な予算執行が行われるよう強く望むものであります。

なお、職員においては、これからは小規模自治体ほど人手不足が深刻化するとされる中で、現在の多種多様な行政サービスを維持していくためにも、適切な職員数で組織を編成され、人材育成の推進を行い、玄海町を支えることができる職員の確保に努めていただきたいと思います。

本町の財政は、少子・高齢化の進行等に伴う社会保障費及び各種公共施設等の経年劣化による維持補修費などの歳出費用の増加が見込まれる中、歳入財源の確保が厳しくなることが予想されます。そのため、歳入では、税金、料金、使用料など本町歳入金の未納や滞納については、地方自治法並びに本町条例及び規則など関係法令等に基づき適時適切に処理し、収

入未済額及び不納欠損額の縮減に努めていただきたい。歳出においては、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に置き、これまで以上に経常経費の無駄をなくすとともに、支出の抑制や効果的で効率的な事業実施に努められ、健全な財政運営がなされることを期待いたします。

最後になりますが、第五次玄海町総合計画で掲げた「人と自然がおりなす 笑顔あふれる玄海町」という町の将来像に向かって、職員一人一人が自覚と責任を持ち、町民の幸せのための諸政策を推進されていくことを強く望むものであります。

なお、詳しいことにつきましては、お手元の決算審査意見書により御了承方お願いいたします。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（井上正旦君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては、決算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号 令和6年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第59号 令和6年度玄海町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件については決算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時53分 散会